

令和 7 年 9 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 9 月 30 日（火） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

場 所 小林市役所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵 上 憲 明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田 奈穂美	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	苅 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

欠席 福本 正三

事務局

事務局長	村岡浩二	主 幹	藤崎浩一	主 幹	山中 猛	主 幹	宮永昌和
主 査	池田尚樹	主 査	橋谷理己				

欠席 村岡 浩二、宮永 昌和

議 題

報告第 13 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 60 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 65 号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 9 月の行事实績及び 10 月の行事予定を報告します。

(9 月の行事实績及び 10 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 9 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 13 号の 8 件、議案が第 59 号から第 65 号の 42 件、合計 50 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いいたします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 6 番小島委員、10 番河野委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 13 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。
(報告第 13 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。
議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 59 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。
ここで番号 5 の案件が湧上委員に関する案件ですので、湧上委員の退席をお願いいたします。

(湧上委員退席)

議長 それでは、審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条、4 条・農地利用集積計画、非農地証明の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、9 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 52 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転、湧上委員の案件です。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 159,744 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転について、5 番の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

(湧上委員入室)

議長 湧上委員に報告します。案件については、許可することに決定しました。

湧上委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 4 小委員会に付託されたので、9 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。

1 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 54,348 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 651,4666 円。

3 番、申請地を購入し新たに営農する。10a あたり 253,550 円。

4 番、隣接者から贈与を受ける。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

17 番 6 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 156,006 円。

7 番、弟から贈与を受ける。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 191,738 円。

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 201,703 円。

10 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 19,268 円。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 113,379 円。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 150,000 円。

13 番、子より贈与を受ける。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして、議案第 60 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 60 号、農用地利用集積等促進計画について。
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 60 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 小林地区は計 1 件、田 3,895 m²、畑 1,521 m²、計 5,416 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 2 件、田 6,157 m²、畑 5,391 m²、計 11,548 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 60 号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権を計画通り承認するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画について。
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 61 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 1 番、支援事業、即売です。単価 182,140 円です。
2 番、支援事業、即売です。単価 157,480 円です。
3 番、支援事業、即売です。単価 495,540 円です。
4 番、支援事業、即売です。単価 192,585 円です。
18 ページの 1 番、支援事業、一時貸付です。単価 601,338 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 5 番、支援事業、即売です。単価 346,269 円です。
6 番、支援事業、即売です。単価 197,287 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 61 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 62 号 1 番朗読)

議長

ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長

はい、14 番。

14 番

4 条、5 条・非農地証明の事前審査を第 5 小委員会に付託されました。

9 月 19 日に会長代理同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。議案第 62 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてです。

1 番、牛舎、堆肥舎です。既存の畜舎の隣です。

2 番、牛舎です。既存の畜舎の隣です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

(17 番挙手)

議長

はい、17 番

17 番

3 番、営農型太陽光発電施設です。一時転用の再申請です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(12 番挙手)

12 番 番号 1 と 2 の飼養頭数、経営面積を教えてください。

事務局 番号 1 は、900 頭、142,652 m²、番号 2 は 600 頭、31,663 m²です。

議長 他にありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 62 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 63 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてです。
1 番、斎場及び駐車場です。西町の宮内葬儀社の裏です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 64 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 64 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 64 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請についてです。
1 番、一般住宅、倉庫、車庫、進入口、庭です。山崎商店の近くです。譲渡人は父親で、2 番と同時申請です。2 番の譲渡人は祖父です。
3 番、宅地分譲です。4 棟分の分譲です。
4 番、駐車場です。道路沿いの狭い土地です。
5 番、建売分譲です。3 棟の分譲です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 64 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 65 号、非農地証明願い承認についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 65 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 65 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案 65 号、非農地証明願いの承認について。
1 番、水流迫野中です。雑種地です。
2 番、北西方猫坂です。山林、原野です。
3 番、北西方横峯迫です。山林です。えびの市との境で山の中です。
4 番、堤矢櫃迫です。原野です。田として作付けできない状態でした。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案 65 号、野尻町区分、非農地証明願いの承認について。

5 番、紙屋今別府です。原野です。迫田です。
6 番、紙屋肥前田です。原野です。迫田です。
7 番、紙屋中水流、内神田です。原野です。迫田です。
8 番、紙屋三本松です。原野です。迫田で周りは原野です。
9 番、紙屋三本松です。原野、山林です。山林は竹林です。
10 番、紙屋三本松です。原野です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 65 号、非農地証明願承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
ここで、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明、読み上げをお願いします。

事務局 (農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての説明及び読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明と読み上げがありました、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決議することに決定いたします。
なお、決議内容につきましては、議事録に記載します。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 9 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 9 月 30 日

小林市農業委員会